# ○石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程

平成16年10月13日

石広水規程第6号

改正 平成18年7月31日規程第19号

平成19年3月30日規程第2号

平成20年4月1日規程第6号

平成20年7月22日規程第11号

平成21年4月1日規程第2号

平成21年8月25日規程第6号

平成21年9月24日規程第7号

平成21年12月28日規程第11号

平成22年3月30日規程第8号

平成22年5月21日規程第12号

平成22年11月16日規程第13号

平成23年8月15日規程第8号

平成26年2月14日規程第1号

平成26年3月13日規程第3号

平成26年3月26日規程第4号

平成26年12月22日規程第18号

平成29年12月15日規程第8号

平成30年3月20日規程第3号

平成30年5月21日規程第6号

平成30年10月25日規程第7号

平成30年11月13日規程第8号

令和2年9月30日規程第6号

令和3年7月30日規程第6号

令和3年11月29日規程第7号

令和4年3月30日規程第6号

令和4年6月27日規程第9号

令和4年9月30日規程第12号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 工事の執行(第3条―第14条の2)
- 第3章 制限付き一般競争入札 (第15条―第25条)
- 第4章 共同企業体(第26条—第42条)
- 第5章 指名競争入札参加者 (第43条—第45条)
- 第6章 補則 (第46条—第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地方広域水道企業団契約規程(平成元年石広水規程第13号。以下「契約規程」という。)に定めるもののほか、石巻地方広域水道企業団(以下「企業団」という。)が執行する工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の参加申請手続、参加者の資格、指名基準その他入札参加者の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規 定する建設工事をいう。
  - (2) 制限付き一般競争入札 企業団が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。
  - (3) 特定建設工事共同企業体 特定の建設工事の施工を目的として,工事ごとに結成する共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)をいう。
  - (4) 経常建設工事共同企業体 中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体(以下「経常共同企業体」という。) をいう。

第2章 工事の執行

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、請負とする。

(競争入札の参加者の資格)

第4条 競争入札に参加できる者は、契約規程第3条に規定するもののほか、法第3条の 許可を受けた者で、かつ、法第27条の23の規定に基づく経営に関する事項の審査を受け た者でなければならない。

(入札参加申込み)

- 第5条 競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、3年ごとに11月初旬から12月末日までの間で別に定める期日までに申込みしなければならない。
  - (1) 登記簿謄本又は身元証明書
  - (2) 法による許可を受けた建設業者は、それぞれ国土交通大臣又は当該都道府県知事の証明のある許可申請書の写し
  - (3) 法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査について当該都道府県 知事又は国土交通大臣の証明のある申請書の写し、法第27条の27に基づく経営規模等 評価結果通知書の写し及び法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書の写 し
  - (4) 委任された者の場合は委任状
  - (5) 提出前1年間における所得税又は法人税及び事業税,消費税及び地方消費税の納税 証明書(新たな営業の開始又は欠損その他の事由により課税されない者に関しては除 く。)並びに企業団の構成市の区域内に営業所を有する者にあっては市民税,固定資 産税及び国民健康保険税の納税証明書
  - (6) 特許権を有する者は、特許法(昭和34年法律第121号)第28条に規定する特許証の 写し
  - (7) その他企業長が必要と認める書類
- 2 企業長は、前項の参加申込書を受理したときは、前条の規定に基づき審査し、適格と 認めた場合は競争入札参加資格承認簿(様式第1号)に登録し、その旨競争入札参加資 格者へ競争入札参加資格承認書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により承認書の交付を受けた者は、企業長が指定した3事業年度に限り、 競争入札に参加する資格を有するものとする。
- 4 企業長は、第1項に規定するもののほか、同項に規定する申込みの受付けの1年後及び2年後において、競争入札参加の申込みを受けることができる。また、特に必要があると認めるときは、臨時に申込みを受けることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

6 前項において準用する第2項の規定により承認書の交付を受けた者は、企業長が指定した事業年度に限り競争入札に参加する資格を有するものとする。

(格付)

- 第6条 企業長は、第5条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)のうち、企業団の構成市の区域内に法第3条第1項に規定する営業所を有している者(以下「企業団管内業者」という。)について格付を行うものとする。
- 2 前項に規定する企業団管内業者の格付は、別表第1の左欄に掲げる発注工事の種類及び同表中欄に掲げる法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査結果の総合評定値、建設業の許可の種類、技術者数及びその他の条件に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる等級に基づき、毎年4月1日を基準日としてこれを行うものとする。
- 3 前2項の規定により格付された者が請け負うことができる工事は、発注しようとする 設計金額に応じ、別表第2に定める区分によるものとする。ただし、特に必要があると 認める場合は、別表第2に定める設計金額の区分にかかわらず請け負うことができるも のとする。

(契約の締結)

- 第7条 企業長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、7日以内に別に定める工事請負契約書により契約を締結しなければならない。
- 2 落札者又は随意契約の相手方が前項の期日内に工事請負契約書に記名押印し提出しないときは、当該契約を締結する権利を放棄したものとみなす。

(契約書に代える契約)

第8条 企業長は、契約金額が1件130万円以下の工事の契約を締結しようとするときは、前条第1項の規定にかかわらず請書その他これに類する書面をもって工事請負契約書に代えることができる。

(監督及び検査)

第9条 契約の適正な履行を確保するため、工事の監督又は検査についての必要な事項は 別に定める。

(工事の着手等)

第10条 企業長は、契約締結の日から14日以内に別に定める着手届及び工事工程表を契約 の相手方に提出させなければならない。

2 企業長は、前項の工事工程表の提出があったときは、これを審査し、不適当と認める ときは契約の相手方と協議しなければならない。

(工事の変更等)

- 第11条 企業長は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、契約の相手方と協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の規定による変更請負代金額は、次により算定するものとする。この場合において、変更工事価格に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

変更工事価格=(当初請負額×変更設計工事価格)/当初積算額 消費税及び地方消費税相当額=変更工事価格×消費税率及び地方消費税率 変更請負代金額=変更工事価格+消費税及び地方消費税相当額

3 第1項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(請負代金額の支払)

- 第12条 請負者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を企業長に提出し、かつ、 完成検査に合格したときでなければ請負代金額の支払を請求することができない。 (前払金)
- 第13条 前金払の契約は、請負代金額が100万円以上の工事とし、当該工事に要する経費の4割5分を超えない範囲内に限り締結することができる。この場合において請負者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結しなければならない。
- 2 前項の規定により、前金払の契約を締結したときは、請負者から前払金保証契約書 (証書謄本のほか、写し1通)の寄託を求め保管しなければならない。設計変更等の理 由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

(部分払限度額)

- 第14条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。
- 2 前項の部分払の支払回数は、工事期間中前払金のある場合は2回、前払金のない場合

は3回を超えることができない。ただし、特別な事情があると企業長が認めた場合は、 この限りでない。

(損害賠償の予定)

- 第14条の2 企業長は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が契約規程 第15条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、契約金 額の100分の20に相当する額の損害賠償金を当該契約の相手方から徴することができ る。
- 2 企業長は、前項に規定する損害賠償金の支払いに代え、当該損害賠償金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。
- 3 第1項の規定による損害賠償金は、企業団に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第3章 制限付き一般競争入札

(対象工事)

- 第15条 制限付き一般競争入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、1件 当たりの設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)が130万円を超える建設工事 で、企業長が指定したものとする。
- 2 企業長は、対象工事の指定その他対象工事に係る審査事項について、石巻地方広域水 道企業団競争入札審査委員会規程(平成8年石広水規程第11号)第2条に規定する石巻 地方広域水道企業団競争入札審査委員会の審議に付すものとする。

(入札参加資格審査方式の設定)

- 第15条の2 企業長は、対象工事ごとに、入札参加資格審査の方式として、次の各号に掲 げるいずれかの方式を定めるものとする。
  - (1) 入札前資格審查型
  - (2) 入札後資格審查型

(入札参加資格の設定等)

- 第16条 企業長は、第4条に規定するもののほか、制限付き一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、対象工事ごとに次に掲げる事項のうち、企業長が適当と認めるものを当該工事に係る入札参加資格として設定できるものとする。
  - (1) 当該工事に対応する工種について、第5条第2項に規定する競争入札参加資格承認

簿に登録されている者であること。

- (2) 企業団の構成市の区域内に、法第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (3) 石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成15年石広水 訓令甲第4号。以下「指名停止等要綱」という。)第2条第1項の規定による指名停 止又は指名停止等要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けてい ないこと。
- (4) 法第17条に規定する特定建設業者で、県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (5) 対象工事ごとに定める法第27条の23に規定する経営事項審査の結果による基準を満たしていること。
- (6) 当該工事に法第26条に規定する主任技術者及び監理技術者並びに法第19条の2に規 定する現場代理人を専任で配置することができること。
- (7) 対象工事ごとに、当該工事と類似の施工実績(建設工事の元請負人(共同企業体の場合は、その構成員のときに限る。)としての実績に限る。)のあること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていること。
- 2 前項の入札参加資格は、開札日を基準として審査する。ただし、企業長が必要と認めるときは、あらかじめ公告において基準とする日を明示した上で、開札日以外の日を基準とすることができる。

(入札の公告)

第17条 企業長は、第15条の2の規定による入札参加資格審査方式及び前条第1項の規定による当該工事に係る入札参加資格を設定したときは、契約規程第5条の規定により対象工事ごとに公告するものとする。

(入札の参加申請等)

- 第18条 第15条の2第1号の入札前資格審査型方式による制限付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札前資格審査型一般競争入札参加申請者」という。)は,入札前資格審査用一般競争入札参加申請書(様式第3号)を,公告において指定する期限及び方法により,持参の上企業長に提出し,当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。
- 2 前項の一般競争入札参加申請書には、次に掲げる書類のうち、公告において指定する ものを添付しなければならない。

- (1) 特定 (一般) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- (2) 類似工事の施工実績調書(様式第4号)
- (3) 配置予定の技術者に関する調書(様式第5号)
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (5) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- (6) 前各号に定めるもののほか、公告において指定するもの
- 3 第15条の2第2号の入札後資格審査型方式による制限付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札後資格審査型一般競争入札参加申請者」という。)は、公告において指定する日までに、企業長に対し、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書(様式第3号の2)を持参の上提出しなければならない。

(制限付き一般競争入札の中止等)

- 第18条の2 企業長は、前条第1項又は同条第3項の規定による申請書の受付をした結果、入札参加申請者がなかった場合には、当該制限付き一般競争入札を中止するものとする。
- 2 企業長は、前項の規定により制限付き一般競争入札を中止した場合は、その旨を公告 するものとする。
- 3 企業長は,第1項の規定により,制限付き一般競争入札を中止した場合は,入札参加 資格の設定を見直し,改めて制限付き一般競争入札を行うか,又は指名競争入札を行う ものとする。

(入札前資格審査型一般競争入札参加申請者への審査結果の通知等)

- 第19条 企業長は、第18条第1項の審査の結果を当該入札前資格審査型一般競争入札参加申請者のすべてに対して、一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 2 前項の規定により入札参加資格を有しないとして通知を受けた者は、企業長に対し、 当該工事に係る入札参加資格の審査において資格を有しないとされた理由の説明を求め ることができる。
- 3 企業長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。 (入札後資格審査型の審査方式に係る開札後の手続)
- 第19条の2 企業長は,第15条の2第2号に規定する制限付き一般競争入札の執行において,開札後,落札決定を保留し,入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者(以下「落札候補者」という。)について資格審査を行った上で,

後日落札決定するものとする。

2 企業長は、前項の開札において、同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その 場でくじを引かせるものとする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る入札参加資格審査書類等の提出)

- 第19条の3 企業長は、前条第1項の規定により落札決定を保留したときは、速やかに落 札候補者に連絡し、入札参加資格を審査するため、第18条第2項に規定する書類の提出 を求めるものとする。
- 2 落札候補者は、前項の規定により提出することとされた書類を、書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に企業長に提出しなければならない。ただし、公告に別に定めがある場合又は企業長が別に指定した場合は、この限りでない。
- 3 企業長は、落札候補者が前項に規定する提出期限内に書類を提出しないとき又は落札 候補者が入札参加資格の審査のための指示に応じないときは、当該落札候補者の入札を 入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る入札参加資格の審査)

- 第19条の4 企業長は、前条第1項の規定により落札候補者から書類の提出を受けたときは、当該落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行うものとする。
- 2 企業長は,前項の審査の結果,落札候補者が入札参加資格を有していない場合には, 当該落札候補者の入札を無効とする。
- 3 企業長は、前条第3項又は前項の規定により、落札候補者の入札を無効とした場合は、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- 4 前項の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位 価格から順に低い価格を提示した者について、前項の規定を準用する。
- 5 第1項又は第3項(第4項において準用する場合を含む。)の審査は、入札書及び工 事費内訳書並びに前条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 6 第1項又は第3項(第4項において準用する場合を含む。)の審査は、前条第2項に 規定する書類の提出期限の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く。) 以内に行うものとする。ただし、企業長が別に定める場合は、この限りでない。

7 企業長は、前条第3項又は第2項(第4項において準用する場合を含む。)の規定により入札を無効とした者(以下「入札参加非資格者」という。)に対し、一般競争入札 参加資格審査結果等通知書(様式第6号の2)により通知するものとする。

(入札後資格審査型の審査方式に係る落札者の決定)

- 第19条の5 企業長は、前条第1項又は同条第3項(第4項において準用する場合を含む。)の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定し、当該落札者に対し、一般競争入札参加資格審査結果等通知書(様式第6号の2)により通知するものとする。
- 2 企業長は、前項の規定により落札者と決定された者以外の入札後資格審査型一般競争 入札参加申請者に対して、落札者と決定しなかった旨の通知を行うものとする。
- 3 前項の通知は、入札結果表の公表をもってこれに代えることができる。 (入札参加非資格者からの理由説明請求)
- 第19条の6 入札参加非資格者は、企業長に対し、当該工事に係る入札参加資格の審査に おいて資格を有していないとされた理由の説明を求めることができる。
- 2 企業長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。 (入札参加資格の喪失)
- 第20条 第19条第1項の規定により通知を受けた者のうち当該対象工事に係る入札参加資格を有するとされた者及び第19条の5第1項の通知を受けた者は、入札参加資格の審査後(第19条の5第1項の通知を受けた者においては、開札日)から契約締結までの間に次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札参加資格を失うものとする。
  - (1) 第16条第1項の規定により、入札参加資格として設定した要件を満たさないこととなったとき。
  - (2) 一般競争入札参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
- 2 企業長は、前項の入札参加資格を失った者に対して、入札後落札決定までの間においては当該入札を無効とし、落札決定後契約締結までの間においては当該落札決定を取り 消すものとする。

(入札参加資格の喪失の通知)

第21条 企業長は、前条の規定により入札参加資格の喪失の通知をするときは、一般競争 入札参加資格喪失通知書(様式第7号)にその理由を付して、当該入札参加資格者に対 し、速やかに通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

- 第22条 対象工事の仕様書,図面等(以下「設計図書等」という。)は,公告の日から公告において定める日まで閲覧に供するものとする。
- 2 入札前資格審査型一般競争入札参加申請者及び入札後資格審査型一般競争入札参加申 請者(次項において「競争入札参加申請者」という。)は、公告の日から公告において 定める日及び指定する場所において、設計図書等を複写することができるものとする。
- 3 入札参加申請者は、設計図書等に対して質疑があるときは、公告の日から公告において定める日までに、質問回答書(様式第8号)を企業長に提出するものとする。
- 4 企業長は、前項の質問回答書を受理したときは、当該質問回答書に回答を記載し、公告において定める日まで閲覧に供するものとする。

(入札回数)

- 第23条 令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行うときは1回に限りこれを行うことができる。
- 2 契約規程第10条の規定により最低制限価格を設定した場合においては、初度の入札で 最低制限価格より低い価格で入札した者は再度の入札に参加することはできない。
- 3 第1項の規定は、契約規程第9条第4項の規定により予定価格を入札執行前に公表する場合は適用しない。

## 第24条 削除

(入札保証金の免除)

第25条 契約規程第6条の規定にかかわらず、入札参加資格者が契約を締結しないことと なるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除することができる。

第4章 共同企業体

(特定共同企業体の対象工事)

- 第26条 特定共同企業体により施工することができる工事は、設計金額が建築工事の場合は5億円以上、その他の工事の場合は3億円以上の技術的難度の高い工事のうち、工事内容を勘案し特定共同企業体による施工が適当と認められるものとする。
- 2 前項によるもののほか、特に技術力を結集する必要があると認められる工事について は、その円滑な施工を図るため、特定共同企業体により施工することができる。

(特定共同企業体の構成員の数)

第27条 特定共同企業体の構成員の数は,3社以内とする。

(特定共同企業体の構成員の資格)

- 第28条 特定共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。
  - (1) 企業団の有資格業者であること。
  - (2) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に対応する法第3条第2項に 規定する許可業種(以下「許可業種」という。)につき、許可を有しての営業年数が 3年以上であること。
  - (3) 発注工事を構成する一部の工種について、元請(特定共同企業体の構成員を含む。)としての実績があること。
  - (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を 工事現場に専任で配置することができること。

(特定共同企業体の構成員の組合せ)

第29条 特定共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格業者 の組合せとするものとする。

(特定共同企業体の結成方法)

第30条 特定共同企業体の結成は、原則として自主結成とする。

(入札参加申請等)

- 第31条 競争入札に参加しようとする建設業者は、前条の規定及び入札の公告に基づき、 任意に特定共同企業体を結成し、次に掲げる書類を企業長に提出しなければならない。
  - (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審查申請書(様式第9号)
  - (2) 類似工事の施工実績調書(様式第10号)
  - (3) 技術者の配置計画書(様式第11号)
  - (4) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第12号)の写し
  - (5) その他企業長が必要と認める書類
- 2 構成員が競争入札参加申請を行うことができる特定建設工事共同企業体の数は,一つとする。

(入札参加資格の審査)

第32条 企業長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査をし、その結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書(様式第13号)により、特定共同企業体の代表者に通知するものとする。

(特定共同企業体の代表者)

- 第33条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力が大きい者でなければならない。
- 2 代表者は、当該発注工事と同種の工事の施工実績がある者でなければならない。 (特定共同企業体の出資比率)
- 第34条 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。
  - (1) 2社の場合 30%
  - (2) 3社の場合 20%
- 2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(特定共同企業体の解散の時期)

- 第35条 特定共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定共同企業 体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(経常共同企業体の対象工事)

第36条 経常共同企業体により施工することができる工事は、構成員のうち第6条第3項に規定する別表第2の左欄に掲げる発注工事の種類に応じ、当該表の中欄に掲げる等級(以下「等級」という。)の最上位等級に格付されているものに対応する右欄に掲げる設計金額に係る工事で、経常共同企業体による施工が適当と認められるものとする。

(経常共同企業体の構成員の数)

第37条 経常共同企業体の構成員の数は、2社とする。

(経常共同企業体の構成員の資格)

- 第38条 経常共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。
  - (1) 企業団の有資格業者であり、かつ、企業団管内業者であること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請する業種(以下「申請業種」という。)に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が2年以上あり、かつ、施工実績があること。
  - (3) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(経常共同企業体の構成員の組合せ)

第39条 経常共同企業体の構成員の組合せは,申請業種ごとに第6条第2項に規定する別

表第1による同一の等級又は直近の等級に格付されている者との組合せとする。ただ し、等級の下位の級に格付されている者に十分な施工能力があると認められる場合は、 等級の直近二の級に格付されている者との組合せとすることができる。

(経常共同企業体の結成方法)

第40条 経常共同企業体の結成は、自主結成によるものとし、代表者は、構成員において 決定された者とする。

(入札参加申請等)

- 第41条 競争入札に参加しようとする建設業者は、前条の規定及び入札の公告に基づき、 任意に経常共同企業体を結成し、次に掲げる書類を企業長に提出しなければならない。
  - (1) 経常建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第14号)
  - (2) 経常建設工事共同企業体協定書(様式第15号)の写し
  - (3) 構成員全員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - (4) その他企業長が必要と認める書類
- 2 構成員が競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常共同企業体の数は、一つとする。

(経常共同企業体の出資比率)

- 第42条 構成員の出資比率については、第34条第1項の規定を準用する。
- 2 代表者の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

第5章 指名競争入札参加者

(入札参加者の指名基準)

- 第43条 指名競争入札の参加者の指名に当たっては、別表第3に定める基準により総合的に判断し、公平かつ適正に行うこととする。
- 2 工事における指名競争入札の参加者の指名は、第6条第2項に規定する別表第1に定められた等級に合致する者のうちから行うものとする。ただし、工事の施工上特に必要があると認めたときは、直近上位の等級に格付された者を指名することができる。

(入札参加者の指名数)

- 第44条 指名競争入札の参加者の指名数は、10以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は10未満とすることができる。
  - (1) 指名の対象となる入札参加者の数が10に満たないとき。
  - (2) 指名の対象となる入札参加者の数が10以下であっても、競争が確保されると認められるとき。

(3) 工事の設計金額が130万円以下のとき。

(入札参加者の指名)

- 第45条 指名競争入札の参加者の指名は、総務課長が行うものとする。ただし、工事に係る調査、設計及び測量の業務については、工事担当課長が行うものとする。
- 2 総務課長は、特に必要があると認める場合は、工事担当課長と協議し、指名競争入札 の参加者を指名するものとする。

第6章 補則

(委員会の審議事項)

- 第46条 企業長は、次に掲げる事項について、別に定める石巻地方広域水道企業団競争入 札審査委員会の議を経るものとする。
  - (1) 第5条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録する場合の資格の審査
  - (2) 第6条に規定する企業団管内業者の格付
  - (3) 第15条第1項第2号に規定する制限付き一般競争入札の対象工事とする場合
  - (4) 第18条に規定する制限付き一般競争入札に参加しようとする者の資格の有無 (工事請負契約以外の契約への準用)
- 第47条 第7条から第14条の2までの規定は、工事に係る調査、設計及び測量の業務委託 契約を締結する場合について準用する。この場合において、第10条第1項中「14日以 内」とあるのは「10日以内」に、第13条第1項中「4割5分」とあるのは「3割5分」 と読み替えるものとする。
- 2 第43条第1項,第44条第1号及び同条第2号並びに第45条の規定は,指名競争入札により締結する業務委託契約及び物品購入に係る契約に準用する。

(委任)

第48条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
  - (石巻地方広域水道企業団建設工事執行規程の廃止)
- 2 石巻地方広域水道企業団建設工事執行規程(平成9年石広水規程第9号)は,廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の石巻地方広域水道企業団建設工事執行規程の規定によりな

された契約については、この規程の相当規定によりなされた契約とみなす。

附 則(平成18年7月31日規程第19号)

この規程は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続 等取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの 誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に 係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年7月22日規程第11号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月25日規程第6号)

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規程第7号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日規程第11号)

この規程は、平成21年12月28日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規程第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月21日規程第12号)

この規程は、平成22年5月21日から施行する。

附 則(平成22年11月16日規程第13号)

この規程は、平成22年11月16日から施行する。

附 則(平成23年8月15日規程第8号)

この規程は、平成23年8月15日から施行する。

附 則(平成26年2月14日規程第1号)

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成26年3月13日規程第3号)
- この規程は、平成26年3月13日から施行する。 附 則(平成26年3月26日規程第4号)
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年12月22日規程第18号)
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年12月15日規程第8号)
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年3月20日規程第3号)
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年5月21日規程第6号)
- この規程は、平成30年5月21日から施行する。 附 則 (平成30年10月25日規程第7号)
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。 附 則(平成30年11月13日規程第8号)
- この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程の規 定による申込みは、令和4年11月30日までの間、改正後の石巻地方広域水道企業団建設 工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年7月30日規程第6号)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和3年11月29日規程第7号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程の規 定による格付は、令和5年3月31日までの間、改正後の石巻地方広域水道企業団建設工 事の契約に係る入札参加手続等取扱規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年6月27日規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に締結された契約に係る前払金の契約の割合については、なお従 前の例による。

附 則(令和4年9月30日規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日において現に石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程第5条第2項の規定に基づき競争入札参加資格承認簿に登録されている者については、この規程の規定による改正後の石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程第5条の規定によりなされた申込みとみなし、令和6年3月31日まで競争入札に参加する資格を有する。

別表第1 (第6条関係)

| 発注工事の種類 |        | 条件     |         |            |              |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--------|--------|---------|------------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
|         | 経営事項審査 | 建設業許可の | 技術者数    | その他        |              |  |  |  |  |  |  |  |
|         | の総合評定値 | 種類     |         |            |              |  |  |  |  |  |  |  |
| 土木一式工事  | 750点以上 | 特定建設業  | 1級土木施工管 |            | A            |  |  |  |  |  |  |  |
|         |        |        | 理技士4人以上 |            |              |  |  |  |  |  |  |  |
|         | 630点以上 |        | 1級土木施工管 |            | В            |  |  |  |  |  |  |  |
|         |        |        | 理技士1人以上 |            |              |  |  |  |  |  |  |  |
|         | 530点以上 |        |         |            | $\mathbf{C}$ |  |  |  |  |  |  |  |
|         | 530点未満 |        |         |            | D            |  |  |  |  |  |  |  |
| 水道施設工事  | 630点以上 |        | 土木施工管理  | 企業団の指定給水装置 | A            |  |  |  |  |  |  |  |

| ı      | ì         | Ĩ     | Ì       | 1          | 1 1          |
|--------|-----------|-------|---------|------------|--------------|
|        |           |       | 技士4人以上  | 工事事業者として指定 |              |
|        |           |       |         | をうけてから1年以上 |              |
|        |           |       |         | 経過している者で,過 |              |
|        |           |       |         | 去2年以内に給水装置 |              |
|        |           |       |         | 工事実績及び水道施設 |              |
|        |           |       |         | 工事実績を有する者  |              |
|        | 630点未満    |       |         | 企業団の指定給水装置 | В            |
|        |           |       |         | 工事事業者として指定 |              |
|        |           |       |         | をうけてから1年以上 |              |
|        |           |       |         | 経過している者で,過 |              |
|        |           |       |         | 去2年以内に給水装置 |              |
|        |           |       |         | 工事実績を有する者  |              |
| 舗装工事   | 570点以上    |       | 1級土木施工管 |            | A            |
|        |           |       | 理技士2人以上 |            |              |
|        | 570点未満    |       |         |            | В            |
| 建築一式工事 | 750点以上    | 特定建設業 | 1級建築施工管 |            | A            |
|        |           |       | 理技士又は1級 |            |              |
|        |           |       | 建築士2人以上 |            |              |
|        | 630点以上    |       |         |            | В            |
|        | 530点以上630 |       |         |            | $\mathbf{C}$ |
|        | 点未満       |       |         |            |              |
|        | 530点未満    |       |         |            | D            |
| 電気工事   | 630点以上    |       |         |            | A            |
|        | 630点未満    |       |         |            | В            |
| 管工事    | 630点以上    |       |         |            | A            |
|        | 630点未満    |       |         |            | В            |

- (注1) 土木一式工事のA等級及び建築一式工事のA等級の格付にあっては、当該等級に係る格付基準のうち、条件の経営事項審査の総合評定値(以下「総合評定値」という。),建設業の許可の種類及び技術者数のすべてを満たさないときは当該等級に格付しない。
- (注2) 土木一式工事のB等級の格付にあっては、当該等級に係る格付基準のうち、

条件の総合評定値及び技術者数を満たさないときは、当該等級に格付しない。

- (注3) 水道施設工事のA等級の格付にあっては、当該等級に係る格付基準のうち、 条件の総合評定値、技術者数及びその他を満たさないときは、当該等級に格付しない。
- (注4) 水道施設工事のB等級の格付にあっては、当該等級に係る格付基準のうち、 条件のその他を満たさないときは、当該等級に格付しない。
- (注5) 水道施設工事のA等級及びB等級の格付基準のうち、「その他」に明記の「給水装置工事実績」及び「水道施設工事実績」については企業団の工事実績とし、「過去2年以内」とする起算日については格付に関する書類等を提出した日とする。また、「給水装置工事実績」は、新設工事、改造工事又は給水装置工事しゅん工図の届出を要する修繕工事を実績対象工事とする。これらを満たさないときは、当該等級に格付しない。
- (注6) 舗装工事のA等級の格付にあっては、当該等級に係る格付基準のうち、条件の経営事項審査の総合評定値及び技術者数を満たさないときは、当該等級に格付しない。

別表第2 (第6条関係)

| 発注工事の種類 | 等級           | 設計金額(消費税及び地方消費税を含む。) |
|---------|--------------|----------------------|
| 土木一式工事  | A            | 3,000万円以上            |
|         | В            | 1,200万円以上3,000万円未満   |
|         | $\mathbf{C}$ | 400万円以上1,200万円未満     |
|         | D            | 400万円未満              |
| 水道施設工事  | A            | 1,800万円以上            |
|         | В            | 1,800万円未満            |
| 舗装工事    | A            | 1,200万円以上            |
|         | В            | 1,200万円未満            |
| 建築一式工事  | A            | 5,000万円以上            |
|         | В            | 1,200万円以上5,000万円未満   |
|         | C            | 400万円以上1,200万円未満     |
|         | D            | 400万円未満              |
| 電気工事    | A            | 500万円以上              |

|     | В | 500万円未満 |
|-----|---|---------|
| 管工事 | A | 700万円以上 |
|     | В | 700万円未満 |

別表第3 (第43条関係)

| 別衣朱 | 3 (第43条関 | 1徐/                               |
|-----|----------|-----------------------------------|
|     | 区分       | 運用基準                              |
| 1   | 資格審査基準   | (1) 石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱 |
|     | 日(注1)以   | (平成15年石広水訓令甲第4号。以下「指名停止等要綱」とい     |
|     | 降における不   | う。)に基づく指名停止又は指名回避期間中であるときは指名しな    |
|     | 誠実な行為の   | い。                                |
|     | 有無       | (2) 石巻地方広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する |
|     |          | 建設工事(以下「企業団発注工事」という。)に係る請負契約に関    |
|     |          | し,次のいずれかに該当し,当該状態が継続していることから請負    |
|     |          | 者として不適当であると認められるときは指名しない。         |
|     |          | ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に,請負    |
|     |          | 者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。          |
|     |          | イ 一括下請,下請代金の支払遅延,特定資材等の購入強制等につ    |
|     |          | いて、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が     |
|     |          | 不適切であることが明確であること。                 |
|     |          | (3) 警察当局から企業長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する |
|     |          | 建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請が    |
|     |          | あり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適    |
|     |          | 当であると認められるときは指名しない。               |
|     |          | (4) その他,企業団の関連業務に関し,不正又は不誠実な行為があっ |
|     |          | たときは指名しない。                        |
| 2   | 資格審査基準   | 手形交換所による取引停止処分,主要取引先からの取引停止等の事    |
|     | 日以降におけ   | 実があり、経営状況が不健全であると判断される場合は指名しない。   |
|     | る経営状況    | なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外    |
|     |          | しないものとする。                         |
| 3   | 資格審査基準   | (1) 次のいずれかに該当する場合は、指名しない。         |
|     | 日以降におけ   | ア 石巻地方広域水道企業団工事検査規程(平成元年石広水規程第    |
|     | る工事成績    | 15号)に定める完成検査時の工事成績(以下「工事成績」とい     |

- う。) の平均が過去2年連続して60点未満である場合
- イ 指名しようとする直前の工事成績が60点未満である場合は1月 指名しない。ただし、同一年度内において再度60点未満となった 場合は2月指名しない。
- (2) 工事成績の平均が過去2年連続して75点以上であること,又は前 年度において工事成績が80点以上の工事(工事成績調書の評価の区 分で「劣る」の評価があるものを除く。) であること等工事の成績 が特に優良である場合は、これを十分尊重する。ただし、工事成績 が80点以上の工事に該当する場合において、指名停止要綱に定める 指名停止の措置要件に該当した施工者に係る工事については処分期 間の満了後2年を経過する日まで及び同一年度において、工事成績 が60点未満の工事に該当した施工者に係る工事については、優良の 対象とはしないものとする。
- (3) 有資格業者の指名に当たっては、工事成績が優良であるかどうか を総合的に勘案するものとする。
- 当該工事に対 本店,支店又は営業所の所在地,企業団発注工事実績等からみて, する地理的条|企業団発注における工事の施工特性に精通し,工種,工事規模等に応 件 じ、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか を総合的に勘案する。
- 制限

|手持ち工事の|| 企業団発注の工事(予定価格130万円を超える建設請負工事をい う。以下「手持ち工事」という。)の件数は、基準日(注2)におい て,総件数で3件(随意契約によるものは除く。)を限度とする。た だし、区分3資格審査基準日以降における工事成績(2)において工事成 績が特に優良の場合及び区分8貢献の有無に該当となる場合は、総件 数で4件を限度とする。手持ち工事の件数、手持ち工事扱い期間等に ついては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度以前の繰越工事や債務負担行為契約工事についても手持 ち工事の件数に加えるものとする。
- (2) 特定建設工事共同企業体による工事についても各構成員全てに手 持ち工事の件数に加えるものとする。
- (3) 請負者以外の者に起因する事由により工事の一時中止期間が1か

| I | ı      |  |
|---|--------|--|
|   |        | 月を超えた場合は、その時点から当該工事を手持ち工事の件数から           |
|   |        | 除くものとする。工事が再開された場合は、その時点から手持ち工           |
|   |        | 事の件数に加えるものとする。これにより、手持ち工事の件数が入           |
|   |        | 札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。           |
|   |        | (4) 技術的に難度の高い工事,競争性に乏しい工事及び鉄道事業者等        |
|   |        | が求める資格を有する特殊な工事については,企業団競争入札審査           |
|   |        | 委員会に諮り,入札参加資格要件を決定するものとする。               |
|   |        | (5) 入札参加業者が落札により手持ち工事制限件数に達したときは、        |
|   |        | その時点で当該業者は指名制限を受けるものとする。                 |
|   |        | (6) 手持ち工事扱いとする期間は、落札日から完成届を受理した日ま        |
|   |        | でとする。                                    |
| 6 | 当該工事施工 | 有資格業者の指名に当たっては,次に掲げる事項について,総合的           |
|   | についての技 | に考慮する。                                   |
|   | 術的適性   | (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。           |
|   |        | (2) 当該工事の施工に必要な施工管理,品質管理等の技術的水準と同        |
|   |        | 程度と認められる工事の施工実績があること。                    |
|   |        | (3) 地形, 地質等自然的条件, 周辺環境条件等当該工事の作業条件と      |
|   |        | 同等と認められる条件下での施工実績があること。                  |
|   |        | (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技        |
|   |        | 術職員が確保できること。                             |
|   |        | (5) 一般建設業と特定建設業の相違に留意し、当該工事を施工するに        |
|   |        | 足りると認められること。                             |
| 7 | 資格審査基準 | (1) 次のいずれかに該当する場合は、指名しない。                |
|   | 日以降におけ | ア 指名停止等要綱に基づく指名停止又は指名回避期間中である場           |
|   | る安全管理の | 合  |
|   | 状況     | イ 企業団発注工事について,安全管理の改善に関し,労働基準監           |
|   |        | 督署等から指導があり、改善を行わない状態が継続している場合            |
|   |        | ウ 企業団発注工事について過去 <b>2</b> 年間に死亡者又は休業8日以上の |
|   |        | 負傷者の発生がある場合                              |
|   |        | (2) 有資格業者の指名に当たっては,安全管理の状況が優良であるか        |
|   |        | どうかを総合的に勘案するものとする。                       |

| 8 | 貢献の有無  | 有資格業者の指名に当たっては、次に掲げる事項について、総合的    |
|---|--------|-----------------------------------|
|   |        | に勘案する。                            |
|   |        | (1) 企業団管内において、地震等の自然災害又は緊急を要する事故等 |
|   |        | に対応協力し、積極的な貢献があった場合               |
|   |        | (2) その他,企業団の業務運営に対し、積極的な貢献があった場合  |
| 9 | 資格審査基準 | (1) 次のいずれかに該当する場合は、指名しない。         |
|   | 日以降におけ | ア 賃金不払いに関して労働基準監督署等からの指導を受けている    |
|   | る労働福祉の | 等,当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として     |
|   | 状況     | 不適当であると認められる場合                    |
|   |        | イ 企業団発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退    |
|   |        | 職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか,又     |
|   |        | は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案し,指     |
|   |        | 名することが適当ではないと判断した場合               |
|   |        | (2) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けてい |
|   |        | ること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重    |
|   |        | する。                               |

- (注1) 石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程(平成16年石広水規程第6号)第5条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録された日をいう。
- (注2) 指名競争入札においては、指名業者の決定のための入札審査委員会開催日 を、一般競争入札においては、当該入札に参加しようとする者の資格の有無の決定の ための入札審査委員会開催日をいう。
- (注3) 第1項から第3項まで、第7項及び第9項について、必要があると認めると きは、資格審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断するものとする。

様式第1号(第5条関係)

## 競争入札参加資格承認簿

|      | 商号又は | 代表者 |       |   |   |   |      |       | 経営事項審査結果の総合評定値 |          |    |    |    |   |  |
|------|------|-----|-------|---|---|---|------|-------|----------------|----------|----|----|----|---|--|
| 承認番号 | 名 称  | 職名  | 代表者氏名 | 所 | 在 | 地 | 電話番号 | FAX番号 | 土木             | 水道<br>施設 | 舗装 | 建築 | 電気 | 管 |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |
|      |      |     |       |   |   |   |      |       |                |          |    |    |    |   |  |

様式第2号(第5条関係)

競争入札参加資格承認書

承認番号 号

商号又は名称

代表者職氏名

上記の者に対し、石巻地方広域水道企業団が発注施行する 年度における建設工 事の競争入札に参加する資格があることを承認します。

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長

注 申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ること。

# 様式第3号(第18条関係)

# 入札前資格審查用一般競争入札参加申請書

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長(あて)

申請者住所 商号又は名称 代表者職氏名 電 話 番 号

# 工事番号及び工事名

石巻地方広域水道企業団が行う標記工事の請負契約に係る一般競争入札に参加したいので、公告で指定されている書類を添えて申請します。

注 競争入札参加申請時(登録時)において,支店長等に入札,契約等に関する権限を委任している場合は,受任者名による申請としてください。

# 様式第3号の2 (第18条関係)

## 入札後資格審查用一般競争入札参加申請書

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長(あて)

申請者住所 商号又は名称 代表者職氏名 電話番号

# 工事番号及び工事名

石巻地方広域水道企業団が行う標記工事の請負契約に係る一般競争入札に参加したい ので申請します。

また, 開札の結果, 落札候補者となったときは, 公告で指定されている入札参加資格の 審査に必要な書類を指定された方法で提出します。

注 競争入札参加申請時(登録時)において,支店長等に入札,契約等に関する権限を委任している場合は,受任者名による申請としてください。

#### 様式第4号(第18条関係)

### 類似工事の施工実績調書

| 工 事 名 |                      |
|-------|----------------------|
| 発 注 者 |                      |
| 工事場所  | 都道府県市町村              |
| 契約金額  | 円(共同企業体の場合は、出資比率で案分) |
| 工 期   | 年 月 日 ~ 年 月 日        |
| 受注形態  | □ 単体 □ 共同企業体         |
| 工事内容  |                      |
|       |                      |
| 工 事 名 |                      |
| 発 注 者 |                      |
| 工事場所  | 都道府県 市町村             |
| 契約金額  | 円(共同企業体の場合は、出資比率で案分) |
| 工 期   | 年 月 日 ~ 年 月 日        |
| 受注形態  | □ 単体 □ 共同企業体         |
| 工事内容  |                      |

- 注1 過去 年以内に完成した工事で最新の実績について記載してください。
- 注2 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準について的確に判断できる 必要最小限の具体的項目を記入してください。
- 注3 契約書,仕様書等の写しを添付してください。
- 注4 共同企業体による実績については、代表者である場合のみ可とします。

# 配置予定の技術者に関する調書

|   |     |      |              |     |          | 商号  | 又は名 | 名称 |       |     |     |
|---|-----|------|--------------|-----|----------|-----|-----|----|-------|-----|-----|
| 1 | 工   | 事番号》 | 及び工具         | 事名  |          |     |     |    |       |     |     |
| Ī |     |      |              |     |          |     |     |    |       |     |     |
| 2 | 主   | 任(監理 | 里)技征         | 析者  |          |     |     |    |       |     |     |
|   | 氏   |      |              | 名   |          |     |     | 生  | 年 月   | 日   |     |
|   | 資   | 格    | 名            | 称   |          |     |     | •  |       | •   |     |
|   | 免   | 許又は  | 認定看          | 番号  |          |     |     | 取  | 得年月   | 日   |     |
|   | 営   | 業所にお | さける具         | 厚任の | 技術者      |     |     | 該当 | Á     |     | 非該当 |
|   | 現   | 場代理丿 | (を兼ね         | a る |          |     |     | 該当 | Á     |     | 非該当 |
|   | 工   | エ    | 事            | 名   |          |     |     |    |       |     |     |
|   | 事経験 | 発    | 注            | 者   |          |     |     |    |       |     |     |
|   | _   | 契約   | 句 金          | 額   |          |     |     |    |       |     |     |
|   | 類似  | 工    |              | 期   |          |     |     |    |       |     |     |
|   | Ĭ   | 工事   | 事 内          | 容   |          |     |     |    |       |     |     |
| 3 | 配   | 水管技能 | <b>能登録</b> る | 者   |          |     |     |    |       |     |     |
|   | 氏   |      |              | 名   |          |     |     | 生  | 年 月   | 日   |     |
|   |     |      |              |     | <u> </u> | 般 継 | 手   | 取  | 得年月   | 日   |     |
|   | 資   | 格    | 種            | 別   | 耐        | 震 継 | 手   | 取  | 得年月   | 日   |     |
|   |     |      |              |     | 大        | 口   | 径   | 取  | 得年月   | 日   |     |
|   | 免   | 許又は  | 認定看          | 肾号  |          |     |     |    |       |     |     |
|   | 備   |      |              | 考   |          |     |     |    |       |     |     |
| 4 | 現   | 場代理』 | ٨.           |     |          |     |     | 1  |       |     |     |
|   | Ħ:  |      |              | 名   |          |     |     | 1. | ≠ 年 月 | I H |     |

- ※ 主任(監理)技術者と現場代理人が同一の場合は記入不要です。
- 注1 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準について的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。
- 注2 建設工事等に係る資格免許の写しを添付してください。

様式第6号(第19条関係)

年 月 日

#### 一般競争入札参加資格審査結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

殿

石巻地方広域水道企業団 企業長 印

下記工事に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札執行日

年 月 日

- 3 入札参加資格の有無
- 4 入札参加資格を有していないと認めた理由

注1 入札参加資格を有していないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、 年 月 日までに、総務課管財係へその旨を記載した書面(様式は任意とし、電子メール又はファクシミリ施行可)を提出してください。

様式第6号の2(第19条の4, 第19条の5関係)

年 月 日

#### 一般競争入札参加資格審査結果等通知書

商号又は名称 代表者氏名

殿

軗

石巻地方広域水道企業団 企業長 印

下記工事に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 開 札 日

年 月 日

- 3 入札結果
- 4 入札参加資格の有無
- 5 入札参加資格を有していないと認めた理由

注1 入札参加資格を有していないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、 年 月 日までに、総務課管財係へその旨を記載した書面(様式は任意とし、電子メール又はファクシミリ施行可)を提出してください。

様式第7号(第21条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

## 一般競争入札参加資格喪失通知書

商号又は名称

代表者氏名 殿

石巻地方広域水道企業団

企業長

下記の工事に係る一般競争入札参加資格について,石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程第20条の規定に該当することを確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札公告日 年 月 日
- 3 喪 失 事 由 石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規 程第20条第1項第 号該当

様式第8号(第22条関係) 質 問 回 答 書 工事(業務)番号及び工事(業務)名等

| 質問事項 | 回答 |
|------|----|
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |
|      |    |

様式第9号(第31条関係)

#### 特定建設工事共同企業体入札参加資格審查申請書

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長(あて)

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体 共同企業体の代表者の住所 名称及び代表者職氏名 電 話 番 号 共同企業体の構成員の住所 名称及び代表者職氏名 電 話 番 号 共同企業体の構成員の住所 名称及び代表者職氏名 電 話 番 号

今回,連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため, を 代表者とする 特定建設工事共同 企業体を結成したので,下記建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。 なお,この申請書及びその添付書類については,事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 添付資料
  - (1) 石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格承認書及び特定建設業許可通知書の写 し又は許可証明書
  - (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - (3) 入札公告に定める類似工事の施工実績調書(様式第10号)
  - (4) 上記類似工事の契約書及び仕様書(資格要件部分)の写し
  - (5) 入札公告に定める技術者の配置計画書 (様式第11号) 及び配置予定技術者の資格 証の写し
  - (6) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第12号)の写し及び委任状
  - (7) 住所及び名称を記載した所定の返信用封筒 (円切手貼付)

様式第10号(第31条関係)

#### 類似工事の施工実績調書

構成員名(会社名)

本件工事と同規模以上の工事の施工実績は、次のとおりです。

| 5) |
|----|
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |

- 注1 過去10年以内のもので、最新のものを記入すること。
- 注2 公告において明示した当該工事と同規模の工事の施工実績について,的確に判断できる具体的な事項を記入すること。
- 注3 共同企業体の実績については、代表者として実施した場合のみ記入すること。
- 注4 工事概要等欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- 注5 当該工事の契約書及び仕様書(資格要件部分のわかるもの)の写しを添付すること。

様式第11号(第31条関係)

## 技術者の配置計画書

会社名

本件工事を受注したときに配置する技術者は、下記の者とします。

1 現場員 (金額の単位:100万円)

| ( ¿<br>氏         | s り が な )<br>名                               |   |   |   |
|------------------|--|---|---|---|
| 最終学歴             |  |   |   |   |
| 建設工事等に<br>係る資格免許 |  |   |   |   |
|                  |  | 1 | 2 | 3 |
|                  | 工事名  |   |   |   |
| エ                | 発注者名   |   |   |   |
| 事                | 工事場所   |   |   |   |
| 概                | 契約金額   |   |   |   |
| 要                | 工期   |   |   |   |
|                  | 従事役職   |   |   |   |
| 参加<br>でき<br>限の   | 事 内 容<br>加資格が判断<br>きる必要最小<br>の具体的項目<br>己入する。 |   |   |   |

- 注1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 注2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 注3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち,請負金額の多い順に最新のもの3件以内で記入すること。

## 2 監理(主任)技術者

(金額の単位:100万円) (ふりがな) 氏 名 最終学歴 建設工事等に 係る資格免許 1 2 3 工 事 名 発注者名 工 工事場所 事 概 契約金額 要 期 工 従事役職 工 事 内 容 参加資格が判断 できる必要最小 限の具体的項目 を記入する。

- 注1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 注2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 注3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち,請負金額の多い順に最新のもの 3件以内で記入すること。

| _ | 7D [D //\ 70 |  |
|---|--------------|--|
|   | 現場代理         |  |
|   |              |  |

(金額の単位:100万円)

| ( š<br>氏 | s りがな)<br>名                                  |   |   |   |
|----------|--|---|---|---|
| 最終学歴     |  |   |   |   |
|          | 設工事等に<br>る資格免許                               |   |   |   |
|          |  | 1 | 2 | 3 |
|          | 工 事 名  |   |   |   |
| エ        | 発注者名   |   |   |   |
| 事        | 工事場所   |   |   |   |
| 概        | 契約金額   |   |   |   |
| 要        | 工期   |   |   |   |
|          | 従事役職   |   |   |   |
| でき<br>限の | 事 内 容<br>加資格が判断<br>きる必要最小<br>り具体的項目<br>己入する。 |   |   |   |

- 注1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 注2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 注3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち,請負金額の多い順に最新のもの 3件以内で記入すること。

# 4 配水管技能者

|    | ( ふ り<br>氏 | がっ | な)<br>名 |      |       |   |   |  |
|----|------------|----|---------|------|-------|---|---|--|
| 配  | 生 年        | 月  | 月       |      |       |   |   |  |
| 水管 |            |    | i 別     | 一般継手 | 取 得 年 | 月 | 日 |  |
| 技能 | 資 格        | 種  |         | 耐震継手 | 取 得 年 | 月 | 日 |  |
| 登  |            |    |         | 大口径  | 取 得 年 | 月 | 日 |  |
| 録者 | たか マルコカウボロ |    |         |      |       |   |   |  |
|    | 在籍事業所名     |    |         |      |       |   |   |  |
|    | その他        |    |         |      |       |   |   |  |

注1 配水管技能者登録証の写しを添付する。

## 様式第12号(第31条関係)

#### 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 石巻地方広域水道企業団発注に係る

工事

(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は,

特定建設工事共同企業体

(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は,事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は, 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月 を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

名称

所在地

名称

所在地

名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は,

を代表者とする。

%

%

割合

割合

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び 監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金 を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財源を管理する権限を有するもの とする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発 注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名称 名称

名称 割合 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は,構成員全員をもって運営委員会を設け,建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は,建設工事の請負契約の履行に関し,連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は, とし、代表者の 名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決質)

第12条 当企業体は、工事完工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には,第8条に規定する出資の割合により構成員が 利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には,第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づく割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠 損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に 負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。 (工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合において は、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても,当該工事に関し契約不適合があったときは, 各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか2社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協 定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、 各自所持するものとする。

年 月 日

| 名称   |   |
|------|---|
| 代表者名 | 印 |
| 名称   |   |
| 代表者名 | 印 |
| 名称   |   |
| 代表者名 | 印 |

様式第13号(第32条関係)

年 月 日

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

殿

商号又は名称

代表者氏名

石巻地方広域水道企業団

企業長

下記工事に係る特定建設工事共同企業体入札参加資格申請について,審査の結果,下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 入札公告日 年 月 日
- 3 入札参加資格 有 · 無
- 4 理由
- 注 入札参加資格がないと通知があった方は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は, 年 月 日までに、総務課管財係へその旨を記載した書面(様式は任意)を提出してください。

# 様式第14号(第41条関係)

## 経常建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長(あて)

共同企業体の名称 共同企業体の代表者の住所 名称及び代表者職氏名 電 話 番 号 共同企業体の構成員の住所 名称及び代表者職氏名 電 話 番 号

今回,連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため, を 代表者とする経常建設工事共同企業体を結成したので,貴企業団で行われる建設工事に係 る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

| 構成員の名称 | 許可番号及び許可年<br>月日 | 入札参加承認番号 | 今回審査申請する<br>業種 |
|--------|-----------------|----------|----------------|
|        |                 |          |                |
|        |                 |          |                |
|        |                 |          |                |

## 様式第15号(第41条関係)

#### 経常建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は,

建設工事共同企業体(以下「当企業体」とい

う。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は,事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。 (構成員の住所及び名称)
- 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

名称

所在地

名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は,

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び 監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金 を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するもの とする。

(構成員の出資の割合)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は, とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)

第12条 当企業体は,工事完工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には,第8条の規定に基づく協定書に規定する出 資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び当該構成員以外の構成員の承認がなければ、当企業体が 建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合において は、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても,当該工事につき契約不適合があったときは, 各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす ス

ほか1社は、上記のとおり経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

名称 代表者名 印 名称 代表者名 印